＜住民税非課税世帯等に対する臨時給付金のよくあるご質問＞

1　住民税非課税世帯について

⑴ 令和３年度住民税非課税世帯

Q　令和３年度住民税非課税世帯への「確認書」はいつ送られてきますか。

A　令和４年１月３１日に対象と思われる世帯の世帯主に小金井市から「確認書」を発送しました。「確認書」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

Q　令和３年１２月１１日以降に小金井市から転出しました。小金井市で令和３年度住民税非課税世帯でしたが、どの市町村から支給されますか。

A　令和３年１２月１０日時点で住所登録のある市町村から支給されます。この場合は、小金井市から支給となりますので、小金井市から確認書を発送しています。

Q　基準日の翌日（令和３年１２月１１日）以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取扱いとなりますか。

A　以下の場合が考えられます。

①　確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合

ア　複数人いる世帯

…　他の世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。

イ　単身世帯

…　支給されません。

②　確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q　基準日の翌日（令和３年１２月１１日）以降に世帯分離をした場合、給付金はどうなりますか。

A　世帯は、基準日（令和３年１２月１０日）において判定するため、令和３年１２月１１日以降に世帯分離をしても給付金の対象にはなりません。また、一度給付を受けた世帯で、その後に世帯分離した場合も、再度受給することはできません。

⑵ 令和４年度住民税非課税世帯

Q 令和４年度住民税非課税世帯への「確認書」はいつ送られてきますか。

A 「確認書」は令和４年７月上旬に発送する予定です。こちらは、世帯の全ての方が、令和３年１２月１０日以前から小金井市にお住まいの場合を発送の対象としています。

また、世帯の中に令和３年１２月１１日以降転入された方がいる場合は、「申請書」を提出していただく必要があります。「申請書」は、対象と思われる世帯に対して、令和４年７月中旬以降、順次発送いたします。

Q 令和４年６月２日以降に小金井市から転出しました。小金井市で令和４年度住民税非課税世帯でしたが、どの市町村から支給されますか。

A 令和４年６月１日時点で住所登録のある市町村から支給されます。この場合は、小金井市から支給となりますので、小金井市から確認書を発送いたします。

Q 基準日の翌日（令和４年６月２日）以降に世帯主が死亡した場合は、どのような取扱いとなりますか。

A 以下の場合が考えられます。

① 確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合

ア 複数人いる世帯

… 他の世帯員の課税・非課税状況を確認し、要件に該当した場合には申請の上、受給することができます。

イ 単身世帯

… 支給されません。

② 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に支給され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q 基準日の翌日（令和４年６月２日）以降に世帯分離をした場合、給付金はどうなりますか。

A 世帯は、基準日（令和４年６月１日）において判定するため、令和４年６月２日以降に世帯分離をしても給付金の対象にはなりません。また、一度給付を受けた世帯で、その後に世帯分離した場合も、再度受給することはできません。

２　家計急変世帯について

Q　給付金の支給対象となる家計急変世帯とは何ですか。

A　新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和４年１月以降の家計が急変した世帯で、世帯員それぞれの令和４年１月から令和４年９月までの任意の１か月の収入または所得を１２倍し、合計額が住民税非課税相当（本ホームページの別表１参照）になる世帯のことです。

なお、住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります。

Q　定年退職により収入（所得）が減少し、令和４年度住民税非課税相当の水準となる場合、家計急変世帯に該当しますか。

A　新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない理由で非課税水準になった場合には、家計急変世帯の対象とはなりません。

Q　令和４年度の住民税は課税されていますが、子どもが生まれたことにより、収入の減少はないものの令和４年度住民税非課税相当の水準となる場合、家計急変世帯に該当しますか。

A　新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない理由で非課税水準になった場合には、家計急変世帯の対象とはなりません。

Q「任意の１か月」は、令和４年１月から令和４年９月までであれば、どの月を選定してもよいですか。

A　令和４年１月から令和４年９月までであれば、どの月を選定しても構いません。

Q　１年のうち収入月が特定の月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。

A　家計急変世帯に対する給付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、支給要件を満たしません。

３　その他（上記１・２に関する共通事項）

Q 「住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯は支給対象外となります」とされていますが、具体的にはどのような世帯ですか。

A 以下の世帯があげられます。

・単身赴任の方（課税）に扶養されている家族のみの世帯（非課税）

・親（課税）に扶養されている大学生などの単身世帯（非課税）

・子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）

Q 窓口で手続きを行うことはできますか。

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送でのご提出をお願いしておりますが、申請期間中は、前原暫定集会施設１階において窓口を設けております（午前９時から午後５時まで、土曜・日曜・祝日を除く）。

なお、市役所の窓口では受付を行っておりませんのでご注意ください。

Q 手続きや確認書・申請書の記入方法がよく分かりません。どこに問い合わせをしたらよいですか。

A 小金井市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（042-316-7345）にお問い合わせください。

Q 住民税非課税世帯向けの給付と家計急変世帯向けの給付を両方受けることはできますか。

A いずれかの給付を受けた世帯は、給付の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。

Q 令和３年度住民税非課税世帯給付金を受給しました。令和４年度住民税非課税世帯給付金も受給できますか。

A 令和３年度住民税非課税世帯給付金を受給した世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、令和４年度非課税世帯給付金は受給できません。

Q この給付金は課税対象となりますか。

A 課税対象にはなりません。

Q　確認書（または申請書）を送付しましたが、給付金の振込はいつ頃になりますか。

Ａ　不備のない確認書（または申請書）を受理した日から、おおむね３０日後を予定しています。振込後に、振込決定通知書を送付します。

Q　臨時特別給付金の振込は、どのように通帳に印字されますか。

Ａ　臨時特別給付金の振込名は、「コガネイシジユウミンゼイヒカゼイセタイトウリンジトクベツキユウフキン」です。金融機関によっては、途中で振込名が切れてしまう場合がございますが、ご了承ください。